

橋本堂及び其地ノ夜間ニアリテハ寧寂園委  
 員ノ陳情ヲ首肯シ事理アリト認メ居ルガ  
 如ク歟ルニ及レガ主張ヲ容ルニ於テハ先ず亦止  
 長排作ノ熟ヲ高ノ礎ニ時代思潮ヲ増長セシメ  
 ン事ヲ慮リ又一面持久永ニカハ使役ヲ傳  
 播スルナキヤラ履ヘ組長及任長中ノ不長分子ヲ  
 解致シテ条件ヲ解決セシメシノ意ヲ伺ハリ  
 以テ通りニシテ務工側ハ結東固ク且テ其ノ主テハ  
 正三ノ陳情ヲ以テ解アハ人物ナルヲ功年機ヲ考  
 慮シテ能クシテ下リ務工運動者ノ煽動ニ容ルルハ  
 カラシク其ノ之ヲ容ルルハ九州極極難シク此  
 不長分子ノ又職ニシテ其ノ旨ヲ以テシテ  
 解致シテ其ノ分テハ其ノ旨ヲ以テシテ

兵發勞社第ニ三八號

大正十三年二月五日

兵庫縣知事

平塚 廣義

2.14  
67

内務大臣 新野 録太郎 殿  
 農務大臣 三島 前田 利定 殿  
 社會局長 友池 田 宏 殿  
 警視總監 赤池 懐 殿  
 京都大阪岡山各府縣知事 殿

鐘紡増資に伴フ従業員ノ動靜ニ関スル件

鐘紡紡績株式會社ニ從年來營業状況總括  
 順調ニ進ミ毎期七割ノ利益配當ヲ能クシ来